

令和5年4月1日採用予定の多度津町職員採用試験(短大卒業程度)を次のとおり実施します。

令和4年12月2日
多 度 津 町

身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を
対象とした多度津町職員採用試験(短大卒業程度)試験案内

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
一般行政 (障害者)	2名程度	多度津町に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

- (1) 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。
- (2) 活字印刷物による出題に対応できる者。(点字による受験はできません。)
- (3) 平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による短期大学を卒業した者若しくは令和5年3月末日までに卒業見込みの者。
- (4) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - (ア) 日本の国籍を有しない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 多度津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は書類選考及び第1次試験、第2次試験、第3次試験とし、第2次試験は書類選考及び第1次試験の成績優秀なる者、第3次試験は第2次試験の成績優秀なる者に対してのみ行います。

- (1) 書類選考(申込時に提出を受けたエントリーシートの内容に基づき、書類選考を行います。)
- (2) 第1次試験(筆記試験を短大卒業程度で次のとおり行います。)

試 験	方 法 及 び 内 容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文、自然)及び一般知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について択一式により行います。
論文試験 30分	文章による表現力、構成力及び論理性等について行います。

(3) 第2次試験（適性検査を行います。）

試験	方法及び内容
適性検査	職務遂行に必要な適性度について検査します。
受験資格等の調査	受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 第3次試験（口述試験を行います。）

試験	方法及び内容
口述試験	面接により積極性、使命感、社会性、創造力、表現力等人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

試験	日時等	日時・場所	合格者発表
第1次試験		令和5年1月22日(日) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 午前9時～12時頃 場 所 多度津町地域交流センター 2階ホール	令和5年2月上旬に受験者全員に通知 します。
第2次試験		令和5年2月上旬の予定ですが日時、場所は 別途町役場より本人に通知します。	令和5年2月中旬に受験者全員に通知 します。
第3次試験		令和5年2月下旬の予定ですが日時、場所は 別途町役場より本人に通知します。	令和5年2月下旬に受験者全員に通知 します。

5 合格から採用まで

合格者は採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求によりその中から採用者が決定されます。採用候補者名簿の有効期間は1年間です。したがって、合格しても採用にならない場合があります。

なお、この試験に合格し、採用候補者名簿に登載されても、令和5年3月末日までに学校教育法による短期大学を卒業できなかった者は採用される資格を失います。

6 給与等及び勤務時間等

- (1) 給与は、多度津町一般職の給与に関する条例の規定に基づき支給します。
- (2) 勤務時間は週38時間45分で、1日の勤務時間は通常平日は7時間45分となっていますが、職種により若干の相違があります。
- (3) 休暇は年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇及び結婚、忌引、出産等の特別休暇があります。

7 受験申込手続き及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求（申込用紙は令和5年12月15日（木）から配布予定）

申込用紙は、多度津町役場町長公室に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「一般行政（身体障害者・精神障害者：短大卒業程度）採用試験 申込用紙請求」と赤字で書き、宛先を明記したA4版の返信用封筒と140円切手を必ず同封してください。

(2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に 63 円切手を貼り、多度津町役場町長公室へ提出してください。郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「町職員 一般行政（身体障害者・精神障害者：短大卒業程度）受験」と書いて簡易書留により郵送してください。申込の際には、受験票に写真を貼らないでください。

【宛先】 〒764-8501 多度津町栄町三丁目 3 番 95 号 多度津町役場 町長公室

受験票はあとで郵送しますが、令和 5 年 1 月 16 日までに受験票が到着しないときは多度津町役場町長公室に必ず問い合わせしてください。

なお、受験票は、到着後に、最近 6 ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦 5 cm・横 5 cm 以内で本人と確認できるもの）を貼りつけて、第 1 次試験の当日持参してください。写真がない場合は受験できません。

(3) 受付期間

令和 4 年 12 月 15 日（木）から令和 5 年 1 月 10 日（火）まで、平日午前 9 時から午後 5 時まで受け付けます。受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

なお、郵送の場合は、期間内必着とします。（郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。）

8 その他

(1) 試験当日に車椅子の使用を希望する等何らかの配慮が必要な場合は、必ず、申込時に多度津町役場に申し出てください。

(2) 自動車でお越しの際は、立体駐車場をご利用ください。

なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(3) 第 1 次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HB の鉛筆とよく消える消しゴムを第 1 次試験の当日必ず持参してください。

(4) この試験についての問い合わせは多度津町役場町長公室（Tel0877-33-1115）でお答えします。

なお、郵便で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または 84 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響や台風等により、日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、本町ホームページ等よりお知らせする予定です。

(6) 試験当日の朝は、必ず検温を行ってください。

(7) 試験当日は、常時マスクの着用をお願いします。

(8) 以下の方は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、受験できません。

(ア) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

(イ) 「濃厚接触者」として自宅待機を要請されている方

(ウ) 37.5℃以上の発熱や咳、強い倦怠感などの風邪症状がある方

※なお、理由の如何を問わず、欠席者向けの再試験は、原則実施しません。